

所得金額の合計が33万円を超え
33万円+（52万円×世帯の被保険者数）以下の場合
被保険者均等割額を2割軽減

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。
※収入状況や世帯の構成によって基準が異なります。
※申請の必要はありません。

2. 職場の健康保険などの被扶養者だった方について

これまで職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった方も、後期高齢者医療制度では被保険者となり、新たに保険料を負担していただくこととなりますが、保険料が急に増えることのないよう、加入から2年を経過する月まで被保険者均等割額を5割軽減します。
※ただし、所得の低い世帯の方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

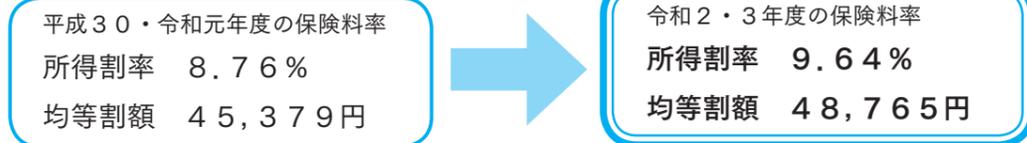
◆75歳からは全ての方が後期高齢者医療保険に加入することになります

75歳の誕生日を迎えられる方は、誕生日から後期高齢者医療保険に加入することになります。これより前に国民健康保険に加入されていた方で、保険料を口座振替されていた場合、新しい保険制度に移行することから口座振替が引き継がれません。口座振替をご希望の場合は改めて申請手続きをしていただく必要がありますのでご注意ください。社会保険等に加入されていた方で、口座振替をご希望の場合も同じく手続きが必要となります。

また、手続きの都合上、後期高齢者医療保険の被保険者になってすぐには特別徴収にはなりません。（半年程度は普通徴収となります。）

◆後期高齢者医療制度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、保険料率が改定されました。



▼問い合わせ 住民課保険医療グループ 内線246

後期高齢者医療 コールセンターのご案内

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の保険料と保険証に関するコールセンター（電話窓口）を開設します。保険料の算定方法や保険証の負担割合等については、コールセンターへお問い合わせください。

◆お問い合わせ電話番号 **0570-011558**（ご利用には通信料がかかります。）

【期間】7月13日（月）～8月31日（月）※土日・祝日も開設 【時間】午前8時45分～午後5時15分

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

※後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬頃に郵送します。

※納付方法など納付に関するご相談については、扶桑町役場住民課後期高齢者医療担当までお問い合わせください。

▼ご注意 コールセンターは、受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示することは一切ありません。不審な電話がありましたら、扶桑町役場住民課後期高齢者医療担当までお問い合わせください。

▼詳しくは 愛知県後期高齢者医療広域連合 管理課保険料グループ ☎052(955)1223
扶桑町役場 住民課後期高齢者医療担当 ☎(93)1111 内線246

「後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書」を送付します

住民課 内線246

令和2年度の後期高齢者医療保険料が決定しましたので、後期高齢者医療被保険者に「後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書」を送付します。

◆保険料の納め方

原則、年金から天引きで納めることになります。（特別徴収）
また、口座振替や納付書で納める場合もあります。（普通徴収）

特別徴収 (年金から天引き)	○年金の受給額が年額18万円以上の方 ○介護保険料と合わせた保険料額が老齢基礎年金等の年金受給額の2分の1を超えない方
普通徴収 (口座振替・納付書)	○年金の受給額が年額18万円未満の方 ○特別徴収にならなかった方

※年金から天引き（特別徴収）されている方で、口座振替に変更を希望される方は役場住民課窓口で手続きが必要となります。（すでに口座振替になっている方は、手続きの必要はありません。）

※口座振替・納付書（普通徴収）で納められる方は、7月を第1期とし、翌年2月までの毎月末の年8回で納めていただきます。詳しくは、納入通知書に記載してありますのでご確認ください。

◆保険料の計算方法

保険料額は、一人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計です。なお、一人当たりの上限額は、64万円です。

$$\text{保険料額(年額)} = \text{均等割額(48,765円)} + \text{所得割額(令和元年中の所得金額 - 33万円) \times 9.64\%}$$

◆保険料の軽減

1. 均等割額の軽減

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額が次のとおり軽減されます。

所得金額の合計が33万円以下の世帯で
被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他各種所得がない）の場合
被保険者均等割額を7割軽減

所得金額の合計が33万円以下の世帯で
7割軽減に該当しない場合
被保険者均等割額を7.75割軽減

所得金額の合計が33万円を超え
33万円+（28.5万円×世帯の被保険者数）以下の場合
被保険者均等割額を5割軽減